

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和4年6月1日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2100185号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2200008号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成19年12月21日は15万3,000円、平成20年7月25日は14万4,000円、平成21年7月17日は9万円、同年12月18日は10万8,000円、平成22年7月23日は12万6,000円、同年12月24日は14万4,000円に訂正することが必要である。

平成19年12月21日、平成20年7月25日、平成21年7月17日、同年12月18日、平成22年7月23日及び同年12月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成19年12月21日、平成20年7月25日、平成21年7月17日、同年12月18日、平成22年7月23日及び同年12月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年12月21日
② 平成20年7月25日
③ 平成21年7月17日
④ 平成21年12月18日
⑤ 平成22年7月23日
⑥ 平成22年12月24日

A社から、請求期間①から⑥までに係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額の記録がない。

調査の上、請求期間①から⑥までの標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間①から⑥までの賞与に係る「給与支給明細書」(写)及び預金通帳(写)により、請求者は、A社から請求期間①に標準賞与額15万3,000円、請求期間②

に標準賞与額 14 万 4,000 円、請求期間③に標準賞与額 9 万円、請求期間④に標準賞与額 10 万 8,000 円、請求期間⑤に標準賞与額 12 万 6,000 円、請求期間⑥に標準賞与額 14 万 4,000 円に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 19 年 12 月 21 日、平成 20 年 7 月 25 日、平成 21 年 7 月 17 日、同年 12 月 18 日、平成 22 年 7 月 23 日及び同年 12 月 24 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2100189号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2200009号

第1 結論

請求者のA社における平成20年7月25日の標準賞与額を18万円に訂正することが必要である。

平成20年7月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成20年7月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年7月

A社から、請求期間に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額の記録がない。

調査の上、請求期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間の賞与に係る「給与支給明細書」(写)(以下「賞与明細書」という。)及び預金通帳(写)により、請求者は、当該期間において、A社から標準賞与額18万円に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の賞与支払年月日については、請求者から提出された賞与明細書及び預金通帳(写)並びに事業主から提出された預金通帳(写)から、平成20年7月25日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成20年7月25日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。